

議第34号

三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該会計年度において給料表が改正されたときは、当該会計年度の初日においてフルタイム会計年度任用職員に適用されていた給料表によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士